下京区介護保険事業所連絡会 会則（案）

（名称）

1. この会は、下京区介護保険事業所連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

（目的）

1. 連絡会は、介護保険事業所（以下「事業所」という。）間の交流や情報交換、また研

修等を行うことで、事業所同士の連携強化及び職員並びにサービスの質の向上を図り、も

って下京区における介護保険事業等の活性化と福祉サービスの一層の充実に資すること

を目的とする。

（事業）

1. 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
2. 事業所間の連携、協力及び情報の共有
3. 研修会等の開催
4. 地域及び関係機関等との連携、情報交換
5. 事業所及び介護サービス等のＰＲ活動
6. その他目的達成に必要と考えられること

（構成等）

1. 連絡会は、第５条における会員をもって構成する。

２ 連絡会への入会及び退会については、別記様式による事務局への届け出をもって行う。

（会員の範囲等）

1. 会員の範囲は、次のとおりとする。
2. 下京区内に事業所を有し、または、下京区を通常の事業実施地域とする事業所を有

　　する介護事業所

1. 今後下京区に事業所の開設、あるいは事業実施地域とする予定の介護事業所
2. 前各号のほか、第２条の目的に賛同する事業所等

（役員）

1. 連絡会に次の役員を置き、幹事会の中から選任する。
2. 幹事 １０名以内

２ 役員の任期は３年とし、再任は妨げない。

３ 役員は、任期満了後も後任者が決定するまでの間、その職務を行うものとし、補欠に

よる任期は、前任者の残任期間とする。

 （顧問）

1. 幹事に、京都府介護支援専門員会より顧問2名を置くものとし、幹事会において承

認する。

２ 顧問は、幹事会の同意を得て選任し、任期は役員に準ずるものとする。

３ 顧問は、幹事会に出席し、司会と書記を努める。

　（職務）

1. 顧問は、連絡会を代表し、会務を総理する。

２ 幹事は、顧問を補佐し、顧問に事故あるとき、または顧問が欠けたときなどは、その

　 職務を代理する。

 （連絡会）

1. 定期連絡会は年4回とする。ただし、幹事会が必要と認めたときなど、臨時連絡会

　を開催することができるものとし、いずれも顧問が招集する。

２ 司会は、幹事の中から選任する。

３ 連絡会に付議する事項は、次のとおりとする。

1. 研修に関すること
2. 会則の改正等に関すること
3. 幹事の選任及び顧問の承認に関すること
4. その他顧問が付議する必要があると認めた事項

　（幹事会）

1. 連絡会の円滑な運営に資するため、幹事会を開催する。

２ 幹事会は、連絡会前後の月に顧問が招集し、連絡会の企画・評価を行う。

３ 幹事会は、幹事の３分の２以上の出席で成立し、議事は出席した役員の過半数で決定

　 する。なお、可否同数の場合は、顧問の決するところによる。

４ 幹事会は、次に掲げる事項について協議する。

1. 連絡会に付議すべき事項に関すること
2. 幹事会で議決した事項の執行に関すること
3. 幹事の選任に関すること
4. その他連絡会の運営等に関し顧問が必要と認める事項

　（事務局）

1. 連絡会の事務局は、下京区役所保健福祉センター健康長寿推進課高齢介護保険担

　　当に置く。

 ２ 事務局は、連絡会の庶務を行うものとする。

（その他）

1. この会則に定めるもののほか、連絡会に関し必要な事項は、幹事会で協議し、顧

　　問が別に定める。

 　附 則

 　この会則は、令和７年５月２３日から施行する。

別記様式（第４条関係）

下京区介護保険事業所連絡会　入退会届

下京区介護保険事業所連絡会　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地：

　　　　　　　　　　　　　　　　　介護保険サービス（複数記入可）：

　　　　　　　　　　　　　　　　　事業実施範囲：

　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号：

　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX番号：

　　　　　　　　　　　　　　　　　メールアドレス：

　　　　　　　　　　　　　　　　　※FAXでの案内の希望有無（原則メール）： 有 ・ 無

　京都市下京区在宅介護サービス事業所連絡会 会則に基づき、令和７年５月２３日付けで、同連絡会の入会・退会を届け出します。